| | |
|---|---|
| 法制審議会刑事法（再審関係）部会<br>第１３回会議配布資料 | ２０ |

# 今後の議論のための検討資料

【注】この資料は、これまでの法制審議会刑事法（再審関係）部会の議論を踏まえ、今後の３巡目の議論に資するため、事務当局において部会長の了承の下に作成したものである。

## 第１　再審請求審における検察官の保管する裁判所不提出記録の弁護人による閲覧・謄写

### １　証拠の提出命令

⑴ Ａ案

審判開始決定（「第４」２⑵ウの審判開始決定をいう。３において同じ。）をした裁判所は、再審の請求の理由に関連すると認められる証拠について、その関連性の程度その他の当該再審の請求についての裁判をするために提出を受けることの必要性の程度並びにその提出を受けた場合に生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、相当と認めるときは、再審の請求をした者若しくは弁護人の請求により又は職権で、決定で、検察官に対し、当該証拠の提出を命ずるものとする。

Ｂ案

Ａ案に加えて、一定の類型に該当する証拠も対象とするものとする。

⑵　裁判所は、⑴の決定又は⑴の請求を却下する決定をするには、検察官の意見を聴かなければならないものとする。

### ２　証拠又はその一覧表の提示命令

⑴　裁判所は、１⑴の決定をするか否かの判断をするに当たり、必要があると認めるときは、検察官に対し、当該判断の対象となる証拠の提示を命ずることができるものとする。

⑵　裁判所は、１⑴の決定をするか否かの判断をするに当たり、必要があると認めるときは、検察官に対し、その保管する証拠であって、裁判所の指定する範囲に属するものの標目を記載した一覧表の提示を命ずることができるものとする。

⑶　⑴又は⑵の場合においては、裁判所は、何人にも、⑴の証拠又は⑵の一覧表の閲覧又は謄写をさせることができないものとする。

### ３　複製等の適正管理

弁護人は、再審の請求の手続において、裁判所が審判開始決定をした後に検察官から提出を受けた証拠を謄写したときは、その証拠に係る複製等（刑事訴訟法第２８１条の３に規定する複製等をいう。４及び５において同じ。）を適正に管理し、その保管をみだりに他人にゆだねてはならないものとする。

### ４　複製等の目的外使用の禁止

⑴　再審の請求をした者（検察官を除く。以下同じ。）、弁護人又は弁護人であった者は、３に規定する証拠に係る複製等を、次に掲げる手続又はその準備に使用する目的以外の目的で、人に交付し、又は提示し、若しくは電気通信回線を通じて提供してはならないものとする。

ア　当該再審の請求に係る被告事件についての再審の請求の手続

イ　アに掲げる手続において再審開始の決定が確定した場合における被告事件の審理その他の当該被告事件に係る裁判のための審理及び当該被告事件に関する刑事訴訟法第２８１条の４第１項第２号に掲げる手続（同号ホに掲げるものを除く。）

⑵　⑴に違反した場合の措置については、再審の請求をした者の再審の請求に係る利益又は再審における被告人の防御権を踏まえ、複製等の内容、行為の目的及び態様、関係人の名誉、その私生活又は業務の平穏を害されているかどうか、当該複製等に係る証拠が公判期日において取り調べられたものであるかどうか、その取調べの方法その他の事情を考慮するものとする。

**５　目的外使用の罪**

⑴　再審の請求をした者が、３に規定する証拠に係る複製等を、４⑴ア及びイに掲げる手続又はその準備に使用する目的以外の目的で、人に交付し、又は提示し、若しくは電気通信回線を通じて提供したときは、１年以下の拘禁刑又は５０万円以下の罰金に処するものとする。

⑵　弁護人又は弁護人であった者が、３に規定する証拠に係る複製等を、対価として財産上の利益その他の利益を得る目的で、人に交付し、又は提示し、若しくは電気通信回線を通じて提供したときも、⑴と同様とするものとする。

［検討課題］

**⑴　証拠の提出命令について**

○　「再審の請求の理由に関連する」の意義について、どのように考えるか。

○　Ｂ案のような規律を設けることについて、

・　近時の最高裁判所判例によれば、刑事訴訟法第４３５条第６号の明白性の判断に当たっては、有罪認定の根拠となった旧証拠を全て評価し直すこととはされていないこととの整合性

・　裁判所は、再審開始事由の存否を判断するに当たり、再審の請求をした者の主張する事実に拘束され、職権で、主張されていない再審の請求の理由に関する事実の取調べをすることは許されていないこととの整合性

をどのように考えるか。

○　証拠の提出命令を裁判所の裁量によるものとするか、それとも義務とするか。

○　即時抗告権を認めることとするか。

**⑵　その他**

## 第２　再審開始決定に対する不服申立て

Ａ案

再審開始決定に対する不服申立てを禁止する。

Ｂ案

Ａ案のような規律は設けない。

［検討課題］

⑴　再審開始決定に対する不服申立てを禁止することの必要性

○　再審開始決定に対する不服申立てを禁止することの必要性について、どのように考えるか。

⑵　再審手続の二段階構造との整合性

○　再審手続が再審請求審と再審公判という二段階構造を採っていることとの整合性について、どのように考えるか。

⑶　上訴制度の在り方との整合性

○　刑事訴訟制度において、一般的に上訴制度が設けられていることとの整合性について、どのように考えるか。

⑷　確定判決による法的安定性との関係

○　最高裁判所まで審理が尽くされて確定した有罪判決であっても、下級裁判所の一度の判断で直ちに再審開始となることの合理性について、どのように考えるか。

⑸　再審手続の迅速化方策としての実効性

○　再審手続全体として見た場合の迅速化方策としての実効性について、どのように考えるか。

⑹　その他

## 第３　再審請求審における裁判官の除斥・忌避

Ａ案

通常審・再審請求審に関与した裁判官を、一定の範囲で、後の再審請求審・再審公判から除斥するものとする。

Ｂ案

Ａ案のような規律は設けない。

［検討課題］

⑴　規律を設ける必要性・相当性

○　通常審・再審請求審に関与した裁判官が後の再審請求審・再審公判に関与することとなっても予断の問題は生じないなどとの指摘について、どのように考えるか。

○　規律を設けると、裁判所の人的体制上、再審請求事件への対応が困難となるとの指摘について、どのように考えるか。

⑵　規律の在り方

Ａ案のような規律を設けるとした場合、除斥の範囲をどのようなものとするか。

⑶　その他

## 第４　再審請求の審理に関するその他の手続規定

**１　再審の請求の方式**

⑴　再審の請求をするには、その理由を記載した書面を管轄裁判所に差し出さなければならないものとする。

⑵　⑴の書面には、証拠書類又は証拠物及び原判決の裁判書の謄本を添えなければならないものとする。

**２　再審の請求についての調査手続**

⑴　再審の請求を受けた裁判所は、遅滞なく、その請求について調査しなければならないものとする。

⑵　⑴による調査をした裁判所は、次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、当該アからウまでに定める決定をしなければならないものとする。

ア　次の(ｱ)から(ｴ)までに掲げる場合　再審の請求を棄却する決定

(ｱ)　再審の請求が法令上の方式に違反したものであると認めるとき。

(ｲ)　再審の請求が請求権の消滅後にされたものであると認めるとき。

(ｳ)　１⑴の書面に記載された再審の請求の理由が明らかに刑事訴訟法第４３５条又は第４３６条第１項に規定する事由に該当しないと認めるとき。

(ｴ)　(ｳ)に掲げるもののほか、再審の請求が理由のないものであると認めるとき。

イ　再審の請求が理由のあるものであると認める場合　再審開始の決定

ウ　ア及びイに掲げる場合以外の場合　審判を開始する旨の決定（以下「審判開始決定」という。）

⑶　⑵ア又はイの決定に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

**３　再審請求審における事実の取調べ**

⑴　再審の請求を受けた裁判所は、審判開始決定をした後でなければ、事実の取調べをすることができないものとする。

⑵　再審の請求をした者、弁護人又は検察官は、審判開始決定をした裁判所に対し、事実の取調べを請求することができるものとする。

**４　再審の請求についての意見聴取並びに審理を終結する日の指定及びその通知**

⑴　審判開始決定をした裁判所は、審理を終結するには、再審の請求について、再審の請求をした者及び弁護人並びに検察官の意見を聴くとともに、審理を終結する日（以下４において「審理終結日」という。）を定めなければならないものとする。

⑵　裁判所は、審理終結日を定めるには、審理の終結について、再審の請求をした者又は弁護人及び検察官の意見を聴かなければならないものとする。

⑶　審理終結日は、再審の請求をした者、弁護人及び検察官に通知しなければならないものとする。

⑷　裁判所は、再審の請求をした者、弁護人若しくは検察官の請求により、又は職権で、審理終結日を変更することができるものとする。

⑸　審理終結日を変更するには、裁判所の規則の定めるところにより、あらかじめ、再審の請求をした者又は弁護人及び検察官の意見を聴かなければならないものとし、ただし、急速を要する場合は、この限りでないものとする。

⑹　裁判所は、適当と認めるときは、再審の請求をした者、弁護人若しくは検察官の請求により、又は職権で、決定で、終結した審理を再開することができるものとする。

**５　再審の請求について決定をする日の指定及びその通知**

⑴　裁判所は、審理を終結したときは、速やかに、再審の請求について決定をする日（以下５において「決定日」という。）を定めなければならないものとする。

⑵　決定日は、再審の請求をした者、弁護人及び検察官に通知しなければならないものとする。

⑶　裁判所は、決定日を変更することができるものとする。

**６　手続の受継**

⑴　審判開始決定があった場合において、再審の請求をした者が死亡したときは、再審の請求の手続は、中断するものとし、この場合において、刑事訴訟法第４３９条第１項第２号から第４号までに掲げる者は、その手続を受け継ぐことができるものとする。

⑵　⑴による受継の申立ては、再審の請求をした者の死亡の日から１箇月以内にしなければならないものとする。

⑶　⑴による中断があったときは、期間（⑵の期間を除く。）は、進行を停止するものとし、この場合においては、⑴による受継があった時から、新たに全期間の進行を始めるものとする。

⑷　⑵の期間内に⑵の申立てがないときは、裁判所は、決定で再審の請求を棄却しなければならないものとする。

［検討課題］

**⑴　再審の請求についての調査手続について**

○　「調査」の意義について、どのように考えるか。

**⑵　その他**

## 第５　再審請求又は再審開始決定があった場合の刑の執行停止

**１　検察官による刑の執行停止時期の明確化**

管轄裁判所に対応する検察庁の検察官は、再審の判決が確定するまで、刑の執行を停止することができるものとする。

**２　死刑確定者の拘置の停止**

⑴　検察官は、１により死刑の執行を停止したときは、刑法第１１条第２項の規定による拘置（⑵において単に「拘置」という。）を停止することができるものとする。

⑵　裁判所は、刑事訴訟法第４４８条第２項の規定により死刑の執行を停止したときは、決定で拘置を停止することができるものとする。

## 第６　再審請求に係る決定に対する不服申立期間

１　審判開始決定後の刑事訴訟法第４４７条第１項又は第４４８条第１項の決定に対する即時抗告の提起期間は、同法第４２２条の規定にかかわらず、１４日とするものとする。

２　１の即時抗告に係る抗告裁判所の決定に対する刑事訴訟法第４３３条第１項の抗告の提起期間は、同条第２項の規定にかかわらず、１４日とするものとする。

（注）即時抗告に関する規定は、刑事訴訟法第４２８条第３項により、同条第２項の異議の申立てに関して準用されるため、１の決定に対する異議の申立ての提起期間及びその異議の申立てに係る高等裁判所の決定に対する第４３３条第１項の抗告の提起期間も、１４日となる。

## 第７　再審請求手続に関する費用補償制度

Ａ案

再審により無罪の判決が確定した事件について、一定の範囲で、再審の請求の手続に要した費用を補償するものとする。

Ｂ案

Ａ案のような規律は設けない。

［検討課題］

⑴　規律を設ける必要性・相当性

○　現行制度上、再審の請求の手続に要した費用については、同手続には被告人であった者及び弁護人の出頭する公判期日等がなく、それに応じて補償すべき旅費、日当及び宿泊料も観念し得ないこと等から補償の対象とされていないところ、同費用を補償することの必要性・相当性について、どのように考えるか。

⑵　規律の在り方

Ａ案のような規律を設けるとした場合、補償の要件や補償する費用の範囲をどのようなものとするか。

⑶　その他